

電気通信大学西11号館（イノベーション研究棟）インキュベーション施設使用料等徴収要項

平成23年 1月18日

改正

平成24年 3月27日

平成26年 3月25日

（趣旨）

第1条 この要項は、電気通信大学西11号館（イノベーション研究棟）インキュベーション施設管理運営細則（以下「運営細則」という。）第12条第2項及び国立大学法人電気通信大学施設等使用細則第2条の規定に基づき、西11号館（イノベーション研究棟）に設置するインキュベーション施設の使用料及び光熱水料等の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ベンチャー育成支援ルームの使用料）

第2条 ベンチャー育成支援ルームを運営細則第5条第1項に定める使用資格区分Aの者（以下「A資格者」という。）に貸し付ける場合の使用料の月額、貸付面積1平方メートル当たり480円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 ベンチャー育成支援ルームを運営細則第5条第1項に定める使用資格区分Bの者（以下「B資格者」という。）に貸し付ける場合の使用料の月額は、貸付面積1平方メートル当たり別表左欄の入居時からの経過年数に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。

3 B資格者に貸し付ける場合で、当該企業のこれまでの経営実績、事業実績その他今後の事業展開状況等を総合的に考慮して他の入居企業との均衡を著しく欠くと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、最初の入居時の額を、入居時からの経過年数が1・2年目の区分以外の区分に適用される額に決定することができる。この場合、入居時から当該経過年数を超えるまでの間は、同額とする。

4 A資格者で1年間ベンチャー育成支援ルームの貸付を受けていた者が、新たにB資格者としてベンチャー育成支援ルームの貸付が認められた場合は入居1年目として取り扱い、その使用料の月額は入居1年目に適用される額とする。

5 B資格者でベンチャー育成支援ルームの貸付を受けていた者が、使用期間中に行っていた事業と異なる事業実施により新たに貸付が認められた場合は入居1年目として取り扱い、その使用料の月額は入居1年目に適用される額とする。

6 B資格者としてベンチャー育成支援ルームに入居中の企業で、当該企業の経営状態が軌道に乗ったと産学官連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）が判断した企業については、使用料の月額を入居月からの経過年数5・6年目に適用される額とすることができる。

7 ベンチャー育成支援ルームの貸付は、1月（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）単位とする。

（プレインキュベーションルームの使用料）

第3条 プレインキューベーションルームを使用する場合の使用料の月額は、480円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（会議室の使用料）

第4条 会議室の使用料は、無料とする。

（光熱水料等）

第5条 ベンチャー育成支援ルームの利用者は、第2条第1項又は第2項に定める使用料のほか、光熱水料及び通信費等の実費相当額を大学が指定する方法により負担するものとする。

2 プレインキューベーションルーム内のサーバールームに係る光熱水料についても、前項に準ずるものとする。

（雑則）

第6条 この要項において疑義等が生じた場合の取扱いは、委員会でこれを審議し、決定する。

附 則

この要項は、平成23年1月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年3月27日から施行し、平成23年12月20日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

別表

入居時からの経過年数	使用料の額 (月額/平方メートル)
1・2年目	480円
3年目	950円
4年目	1,900円
5・6年目	3,330円

※上記金額には、消費税及び地方消費税を含まない。